

# 令和元年度市営建設工事入札結果

(金額:税抜)

入札日時	令和元年8月29日(木) 午前9時45分			予定価格	95,922,000円																																																																		
入札番号及び 工事名	奥第1070号 鹿合橋橋りょう修繕(その1)工事			調査基準価格	84,432,105円																																																																		
	奥第1071号 鹿合橋橋りょう修繕(その2)工事(合併)			入札者名	入札額			備考																																																															
					第1回	第2回	第3回																																																																
工事種別	土木工事			1 (株)浅間建設	110,000,000			第2回辞退																																																															
契約方法	指名競争入札(低入札価格調査)			2 EC南部コーポレーション(株)	109,500,000	104,200,000		第3回辞退																																																															
指名者数	14者(うち参加者12者)			3 板谷建設(株)	105,000,000	102,000,000	95,000,000	落札																																																															
指名理由	奥州市営建設工事請負資格者名簿登載者(土木A級市内本社)			4 岩手ニチレキ(株)				辞退																																																															
<b>【契約締結の内容】</b> <table border="1"> <tr> <td>入札番号</td> <td colspan="3">奥第1071号</td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="3">鹿合橋橋りょう修繕(その2)工事</td> </tr> <tr> <td>工事場所</td> <td colspan="3">奥州市胆沢若柳字門ヶ城地内</td> </tr> <tr> <td>工事概要</td> <td colspan="3">橋長L=84m、橋梁高欄工L=137m、橋梁地覆補修工L=168m、表面含浸工A=377m<sup>2</sup>、断面修復工N=1橋、支承部防錆工N=12基、現場塗装工A=824m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>工事担当課</td> <td colspan="3">都市整備部土木課道路建設係</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">契約の相手先</td> <td colspan="3">板谷建設株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="3">岩手県奥州市水沢台町3番35号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>契約年月日</td> <td>請負額(税込)</td> <td>工期</td> </tr> <tr> <td>当初</td> <td>R元.9.4</td> <td>89,028,500</td> <td>R元.9.5日R2.3.15</td> </tr> <tr> <td>第1回変更</td> <td>R2.3.10</td> <td>1,408,000</td> <td>~R2.3.31</td> </tr> <tr> <td>変更理由</td> <td colspan="3">地覆補修工において冬季のコンクリート打設になるため、養生工を一般養生から特殊養生に変更すること、また、現場舗装工のプラスト工法において当初設計では廃プラスト材に鉛が含まれると思慮したため、溶出試験等の後に処分先を決定することとしていたことから本変更で計上することによる増。また、増工により工期を延長するもの。</td> </tr> <tr> <td>第2回変更</td> <td>R2.3.23</td> <td></td> <td>~R2.5.29</td> </tr> <tr> <td>変更理由</td> <td colspan="3">渇水期となっても上流の胆沢ダムからの放流量が減らず、施工時期について河川管理者と協議したところ水位低下後となったため、下部工の施工ができない期間があったことにより工期を延長するもの。</td> </tr> <tr> <td>第3回変更</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更理由</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変更後の請負額(税込)</td> <td>90,436,500</td> <td></td> </tr> </table>				入札番号	奥第1071号			工事名	鹿合橋橋りょう修繕(その2)工事			工事場所	奥州市胆沢若柳字門ヶ城地内			工事概要	橋長L=84m、橋梁高欄工L=137m、橋梁地覆補修工L=168m、表面含浸工A=377m <sup>2</sup> 、断面修復工N=1橋、支承部防錆工N=12基、現場塗装工A=824m <sup>2</sup>			工事担当課	都市整備部土木課道路建設係			契約の相手先	板谷建設株式会社			岩手県奥州市水沢台町3番35号				契約年月日	請負額(税込)	工期	当初	R元.9.4	89,028,500	R元.9.5日R2.3.15	第1回変更	R2.3.10	1,408,000	~R2.3.31	変更理由	地覆補修工において冬季のコンクリート打設になるため、養生工を一般養生から特殊養生に変更すること、また、現場舗装工のプラスト工法において当初設計では廃プラスト材に鉛が含まれると思慮したため、溶出試験等の後に処分先を決定することとしていたことから本変更で計上することによる増。また、増工により工期を延長するもの。			第2回変更	R2.3.23		~R2.5.29	変更理由	渇水期となっても上流の胆沢ダムからの放流量が減らず、施工時期について河川管理者と協議したところ水位低下後となったため、下部工の施工ができない期間があったことにより工期を延長するもの。			第3回変更				変更理由				変更後の請負額(税込)		90,436,500		5 及常建設(株)	108,300,000	104,700,000	101,700,000	
				入札番号	奥第1071号																																																																		
				工事名	鹿合橋橋りょう修繕(その2)工事																																																																		
				工事場所	奥州市胆沢若柳字門ヶ城地内																																																																		
				工事概要	橋長L=84m、橋梁高欄工L=137m、橋梁地覆補修工L=168m、表面含浸工A=377m <sup>2</sup> 、断面修復工N=1橋、支承部防錆工N=12基、現場塗装工A=824m <sup>2</sup>																																																																		
				工事担当課	都市整備部土木課道路建設係																																																																		
				契約の相手先	板谷建設株式会社																																																																		
					岩手県奥州市水沢台町3番35号																																																																		
					契約年月日	請負額(税込)	工期																																																																
				当初	R元.9.4	89,028,500	R元.9.5日R2.3.15																																																																
				第1回変更	R2.3.10	1,408,000	~R2.3.31																																																																
				変更理由	地覆補修工において冬季のコンクリート打設になるため、養生工を一般養生から特殊養生に変更すること、また、現場舗装工のプラスト工法において当初設計では廃プラスト材に鉛が含まれると思慮したため、溶出試験等の後に処分先を決定することとしていたことから本変更で計上することによる増。また、増工により工期を延長するもの。																																																																		
				第2回変更	R2.3.23		~R2.5.29																																																																
				変更理由	渇水期となっても上流の胆沢ダムからの放流量が減らず、施工時期について河川管理者と協議したところ水位低下後となったため、下部工の施工ができない期間があったことにより工期を延長するもの。																																																																		
				第3回変更																																																																			
				変更理由																																																																			
				変更後の請負額(税込)		90,436,500																																																																	
					6 協友建設(株)	108,670,000	104,900,000	101,900,000																																																															
					7 工藤建設(株)	109,000,000	104,500,000	101,900,000																																																															
					8 栗原建設(株)	108,000,000	104,500,000	101,800,000																																																															
					9 進栄建設(株)	109,000,000	104,400,000		第3回辞退																																																														
					10 (株)鈴健	107,980,000	104,770,000	101,770,000																																																															
					11 高惣建設(株)	108,400,000			第2回辞退																																																														
					12 丸協建設(株)	108,000,000	104,800,000	101,500,000																																																															
					13 丸谷興務店(株)	108,600,000	104,950,000		第3回辞退																																																														
	14 (株)横沢工業所				辞退																																																																		
	15																																																																						
	16																																																																						
	17																																																																						
	18																																																																						
	19																																																																						
	20																																																																						
	21																																																																						
	22																																																																						
	23																																																																						
	24																																																																						
	25																																																																						

注)入札額に当該額の10%に相当する金額を加算した金額が法律上の入札価格となります。